

## 東峰 Jr. みらい塾 アウトドアクッキング



▲みんなで協力して調理をしました！



9月10日の土曜日、喜楽来館にてアウトドアクッキングを行いました。1、2年生の児童は保護者同伴、レクリエーション協会の和田さん、社会教育委員さんの応援を頂き、児童30名、大人14名で楽しく調理を行いました。抹茶寒天・ドーナツ・豚丼・ハンバーグ・シーザーサラダと盛りだくさんのメニューで9時の開始から11時30分過ぎの盛り付けまで遊ぶ時間も無く熱心に取り組むことが出来ました。分量どおりに作ったはずのドーナツがなぜか“かりんとう”になったり…、サラダのドレッシング作りで牛乳が足りなかったり、予想外の事もありました。楽しい食事の時間では、おいしい豚丼とチーズハンバーグでお腹一杯になり、残す児童もいた程です。見た目にはきれいな抹茶寒天でしたが、苦手な子どもたちが多く大人向けの味だったようです。お腹いっぱいといながら、最後にドーナツを食べて、残った物はおみやげに持ち帰りました。調理のレシピも持ち帰ったので、自宅でおいしく実践できたのではないのでしょうか。料理に興味を持ってもらい、おうちの方の日頃の苦勞がわかってもらえるといいですね。



▲最後は美味しくいただきました♪

## 女性学級「布ぞうり」「葉っぱのふわふわネックレス」作り



9月7日(水) 学級生の希望により、学級生の太田芳子さん宅(皿山)にて、「布ぞうり」ど葉っぱのふわふわネックレス作りをしました。使わなくなった浴衣やシーツ、毛糸を利用してのエコな活動ができました。次回は牛乳パックを使って椅子作り(一閑張り)をします。



## 施設の使用について

旧宝珠山小学校の講堂について、平成23年10月より使用できるようになりましたのでお知らせいたします。夜間に電気がついていても泥棒ではありませんので、ご心配なく……

使用料金や詳細については、宝珠山公民館にお問い合わせください。



## 『らぶすぽ東峰』次回予告

	場 所	日 に ち	備 考
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館多目的ホール	11月9日(水)	会員…500円 非会員・団体会員…1回1,000円 *マットはこちらで準備します。
ニュースポーツ教室	旧宝珠山小学校運動場 雨天時：村民センター	10月24日(月)	グラウンドゴルフ

# ひろば

## 乳幼児学級 「親子あそび」

9月29日(木) 小石原公民館において、嘉麻市の廣方美奈子さんを講師に迎え「親子あそび」を楽しみました。歌、リズム遊び、手遊び、紙芝居、ゲーム、工作等を通して、よりいっそうの親子のふれあいを深めることができました。次回は「おやつ作り」を計画しています。



## 「さとうきび畑」合唱団団員大募集

ざわわ、ざわわ、ざわわ・・・で始まる「さとうきび畑」のうた、この曲は音楽家寺島尚彦さんが昭和39年に沖縄を訪れた時、「穏やかな風景」と受け止めていたさとうきび畑に戦没者の遺骨が埋まったままになっていることを知り、その後3年の歳月をかけて書き上げたものだそうです。『ざわわ』という歌詞は、戦没者の無念の叫びを、さとうきび畑に吹き抜ける風にたとえて表現したものだそうです。



▲写真は以前行われた杷木地域での合唱の様子です

この「さとうきび畑」の歌を平成24年1月21日(土)に開催する「第31回朝倉地区人権・同和教育研究会」のオープニングステージとして、住民参加による「平和を願う100人の大合唱」として発表する計画です。以前杷木地域で発表した経緯もあり、「ふたたび」発表の機会を設けるものです。

朝倉地区(筑前町、朝倉市、東峰村)に在住・勤務・通学の方を主体に構成しますが、趣旨に賛同いただける方であれば地域外居住の方でもご参加いただけます。歌はあまり得意じゃなくても一緒に「想い」を歌っていただける方であれば老若男女どなたでもOKです。皆様のご参加をお待ちしています。

発表当日	平成24年1月21日(土) 午後2時頃
会場	ピーポート甘木 大ホール
練習初日	11月22日(火) 午後7時30分 火曜日を基本に5回程度を予定
練習会場	朝倉地域生涯学習センター(朝倉市宮野) 1階AVホール
指導者	永松睦子さん、澤田美津子さん(杷木少年少女合唱団等指導者)
お申し込み	朝倉市人権・同和対策課内 朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会事務局
電話	0946-22-1111(内線61-515)
E-mail	jindoutai@city.asakura.lg.jp

メールでのお申し込みの場合、ご住所、電話番号(連絡がとれるもの)、ご氏名を記入下さい。

※ 予定人員に達した場合お断りする場合がありますのでご了承ください。

## ご存知ですか 「児童の権利に関する条約」

1989年の国際連合総会で採択され、わが国では1994年に発効した「児童の権利に関する条約」は18歳未満のすべての子どもの権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を図り、その健やかな成長や幸せのためにつくられたものです。

【条約の主な内容】(言葉を分かりやすく変えています)

- 子どもは教育を受けることや遊ぶことが認められるべきです
- 子どもは自由に考え、信じる事が認められるべきです
- 家庭環境に恵まれない子どもに保護と援助が与えられるべきです
- 子どもは、あらゆる差別や暴力、虐待などの不当な扱いから守られるべきです

